

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
1	要 望	(1)地域支え合いシステム「友達ネット」の普及のステップとして、「友達ネット講演会」を定期的開催いたします。当面は数カ月に1回の予定ですが、実績を見て見直しをします。そこでこの講演会を流山市との共催、若しくは流山市後援という形態で行いたくご検討をお願い致します。 (2)具体的に講演日、講演内容などが決まり広報活動に入った時、流山市の行事扱いにて「広報ながれやま」に掲載して戴きたくお願い致します。	後援依頼や広報掲載については、別途協議願います。	無
2	27ページ第4章第1節(2)	福祉教育の推進について 各福祉会館を利用して、福祉に関する講座や研修会を開催し、住民の意識向上が図れるよう、福祉会館の業務の一つに加えたい。	福祉教育の推進として、生涯学習の観点から、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識の向上に努めます(27ページ)。また、地域福祉推進のために福祉会館などを、地域福祉を担う拠点として活用していきます(42ページ)。 42ページの「方向性」中の、「・・・活用することを検討します。」を、「・・・活用していきます。」に改めます。	有
3	基本目標4の展開	各地域には、班がありその班の代表が自治会に参画しています。毎月1回以上その地域の運営について集会で話し合いが実施されており、安全・安心なまちづくりにも関心がある筈です。これを有効活用すれば課題を解決できます。 例えば、一人暮らしの老人を各班の代表はどこの誰かわかっていて、気になっています。市役所が自治会の代表と会議を持ち一緒に対策を練れば良案が出る筈です。 今日も元気なら玄関前に赤旗を掲げてもらうとか。	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する上で、いつどのような場所でも気軽に声をかけられるような地域コミュニティづくりが大切です。誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本目標の一つに定め、「住民参加による地域の支え合い」や、「安心・安全のまちづくり」として施策を展開していきます(43～50ページ)。 また、一人暮らしの高齢者等への支援は流山市高齢者支援計画で具体的に声の訪問事業(訪問見守り)などを展開していきます。	無
4	福祉サービスの利用について	誰が？ いつ？ どこで？ 何をやっているのか？一般市民はほとんど知らない。この現状に対し特に高齢者、子供向けに分かりやすく情報開示してほしい。そして①行政のやること ②市民のやること を明快に提案してください。 流山市民憲章には「老人や子供を大切に、夢と希望に満ちたまちをつくる」とうたっていますが、本当にそうなっているのか？再考して再構築されたい。	「情報提供体制の充実」として、誰もが必要とする福祉サービスの情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害者、子育て世帯はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、適切な情報提供に努めます(31ページ)。 また、市民一人ひとりが取り組むべき「市民の取組み」、地域社会が協働して取り組むべき「地域等の取組み」、行政として取り組むべき「市の取組み」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割を定め、取り組んでいきます。	無
5	意 見	子どもが道路で遊ぶとうるさいと言い、夜は早くから門燈も消し貝のように引きこもる。こんな家が私の近くでも多くなりました。挨拶もない何をしている人？努力をしてくれている人もいるのですがつながりをきらい人もいます。	基本目標4「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の中で、地域交流の推進(45ページ)を挙げています。隣近所との付き合いについて親密な付き合いの割合は低くなっており、近所付き合いが希薄になってきている現状から、地域の行事や様々な機会を通して市民の触れ合いや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。市民の取組みとしては、日頃からあいさつや要援護者への声かけ、見守り活動を心がけます。	無
6	地域福祉計画の担い手について	福祉に向ける予算は、国も地方も減ることはあっても増えることは考えられません。このことを市民に納得してもらいこれからの福祉活動は地域のひとりひとりが担い手として行政の応援をしなければならぬことを粘り強く説明し、ボランティアの担い手を育てることが肝要と考えます。前期高齢者はまだまだ元気です。社会に対する貢献意識もあるはずですが、年金に対する将来の不安から100の持ち出しのボランティアでは長続きしません。交通費や弁当程度は考慮すべきだと思います。65歳から75歳の年代の世代を育成してはと思います。中心は市役所OBの方々が最もふさわしいと思います。一般の前期高齢者は気持はあっても動き方がわからないと思います。	現在の社会状況の変化や地域の実情に合わせ、行政だけではなく、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO法人、各種の団体がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、地域福祉を推進していきます(19ページ)。 また、地域福祉活動の担い手の確保・育成(28ページ)では、今後の取組み状況として、地域福祉活動に前期高齢者を含め、より多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加していただけるよう、定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動の担い手を育成していきます。 なお、流山市高齢者支援計画ではボランティア活動の促進について、具体的に記述しています。	無

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
7	福祉サービスについて	一般市民は、まだまだ、地域コミュニティの組織や実施内容を理解していないのが現状！ ①福祉というと老人や子供だけを対象に展開するが、若年層に対する組織づくりも重要と思われます。(将来の担い手として) ②速やかな情報開示と実行力を希望します。	地域福祉活動の担い手づくり(28ページ)に、地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会などに加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進していきます。 また、情報提供体制の充実(31～32ページ)で、誰もが必要とする福祉サービスの情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害者、子育て世代はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、適切な情報提供に努めます。	無
8	福祉サービスについて	福祉会館の有料化⇒市民の人気取りにならぬよう！福祉はなんでも無料は考えるべき。昨今どの利用するにも、料金はかかるもの、施設維持費も必要であり、税金の使い方も平等であるべき。(利用者にも相応の負担をしていただく)	今後増え続ける高齢者の方々にとって福祉会館は地域福祉活動の拠点であり、福祉会館の有料化については現時点では考えておりません。	無
9	全 般	ゆりかごからハカ場まで人はどう生きるのか(生涯教育)自己理解、自己指導、自己実現のプロセスをどこでどうおさえて行くか。学校教育(自己理解、自己指導)、ゆうゆう大学(自己実現)、小・中・高 キャリアエデュケーション 1 個性豊かな生活を総まとめとしてマイスター的存在で社会奉仕させる人間を育成、発掘すること(専門性の発掘) 2 認知症etc老化防止・遅延化(歌、詩吟、書道、絵画etc、スポーツ、植物) 3 老人会、ゆうゆう大学の普及、宣伝により、多数参加発展 流山福祉計画は実態把握将来展望まで調査され立派です。	本計画に基づき地域福祉を推進してまいります。	無
10-1	2ページ	「社会福祉法」より「社会福祉法第1条も追加すべきである。ここに「地域福祉」の定義があるから。	「社会福祉法」より(2ページ)に社会福祉法第1条を追加します。	有
10-2	2.平成19年3月の地域福祉計画(以下、第一期計画という。)の反省、見直し、現状課題の抽出が十分か？	第一期計画の総括とそれを受けての見直し事項が読み取れない。	第2章 現状認識と課題(14～18ページ)において、前回計画時と今回計画時の各種数値の比較等を行い、課題を抽出しています。また、各論では協働の観点から施策体系を改め、今後の取組み状況についても、市民の取組み、地域等の取組み、市の取組みに分け、具体的な役割を示しています。	無
10-3	4ページ	「地区レベルで地域福祉を推進する」という地域福祉の前提となる考え方の浸透にはなお時間を要するとなっているが、これこそが重要な問題点であり、今回の計画で補強すべき課題と思うが、地区レベルという意識づけが第4章の施策の展開にははっきり書かれなと思う。	地区レベルの取組みについては、見守り活動の推進など活発化していますが、まだ地区によっては温度差があり、施策の展開への表記には至りませんでした。	無
10-4	地区社協への言及	前の2項目で述べたことは地区社協の位置づけにも関わり、P.39の社会福祉協議会との連携において、地区では、地区社協が主体的に地域福祉を推進するなどの文言を加えたらどうか？	地区社会福祉協議会は、社会福祉法の第九十九条に市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が規定されていますが、第九十九条でいう地区社会福祉協議会は指定都市の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定)に対応するものです。流山市の地区社会福祉協議会は、他の地方自治体でも同様の例が多くありますが、法律上の名称と同じ名称を有したボランティア組織としています。	無
10-5	17ページ	第1期計画の総括の代わりというか、P.17に地域での課題が列挙されているが、単なる状況説明に終わっているものも見られ、課題としての文言に統一すべきではないか？ 又、地区によっては高齢化に伴う課題の優先順位が高く、一方でおたかの森駅周辺地区は、子育てなどが高くなる。従って地区によって優先順位は異なるとか、地区によって優先順位づけして取り組むことが重要とか、一行入れておくべきではないか？	第2章 現状認識と課題(14～18ページ)において、前回計画時と今回計画時の各種数値の比較等を行い、課題を抽出しています。また、個々の事業については、流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画等の個別計画で表記しています。	無

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
10-6	地域福祉計画の基本骨格について	特徴として、残余性、包括性、住民参加と言われている。住民参加は次項で触れているので省略するが、「地域で暮らす」という横割りの視点で、高齢者、障がい者、児童などの対象者別、分野別の既存の縦割計画が扱ってこなかったものを扱う(残余性)と同時に統合化、総合的な視点(包括性)から策定するのが良いのではないかと。他市の事例の基本目標、人と人とのつながりがあるまち、一人ひとりが主役になれるまちなど、「まち」をキーワードにした作り方のほうがわかりやすかったのではないかと。社会福祉法第107条に則る作り方を否定するものではないが、ただ、第1期計画の方が全体像を見るというかわかりやすい。今回の計画は、環境整備の面が多く網羅性に欠けている印象がある。	本計画の基本目標は、社会福祉法第107条に基づき、1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 を満たす内容として、市民一人ひとりが取り組むべき「市民の取組み」、地域社会が協働して取り組むべき「地域等の取組み」、行政として取り組むべき「市の取組み」の三つを今後の取組みとして記載しています。また、個々の事業については個別計画で対応しています。	無
10-7	計画策定における住民参加について	社会福祉法第107条によれば、地域福祉計画は策定の法的義務はないものの、策定する場合、住民参加が法的な要件とされている。コミュニティミーティングなどを活用すれば、計画段階においても、地域住民の地域福祉に対する当事者意識がより醸成され、かつコミュニティづくりにも役立つのではないかと。今回は留意して欲しい。今後、地域福祉活動計画が社会福祉協議会により策定されるものと思うが、社協の既存の組織関係だけで作るのではなく、公募市民をいれた住民参加により幅広い目で策定に当たって欲しい。	本計画策定にあたっては、流山市の付属機関である2名の公募委員がいる流山市福祉施策審議会に諮問し、審議中です。また、策定にあたっては、市内4か所で地区懇談会を開催するとともに、平成23年12月20日から平成24年1月19日までパブリックコメントを実施し、市民の方々の意見の反映に努めています。	無
10-8	計画への具体的な施策の織り込み	地域福祉計画は、理念方針を表すものとされている。ということからは、具体的な施策が織り込まれないということかもしれない。第1期計画の方が具体的な施策が入り込んでいて分かりやすかった。一方で網羅的過ぎた印象もあるが、具体的なものが入ったほうがわかりやすいが、具体的なものは地域福祉活動計画として流山市社会福祉協議会が策定するのか？その場合行政の具体的な施策まで策定できるかは疑問。行政の施策を附属資料として添付できないか？今回間に合わないのであれば、地域福祉活動計画と同時期に行政としての具体的な施策を公表すべきである。ものの本によれば、地域福祉計画は地域福祉活動計画と一体で作るものとされており、その方が地域福祉計画自体も理解しやすい。次回の課題にしていきたい。	本計画に合わせ、流山市社会福祉協議会では平成23、24年度事業として地域福祉活動計画を策定しています。行政の施策については、本年度策定中の流山市高齢者支援計画、流山市障害者計画・障害福祉計画に本計画の内容を反映させたものとして策定中です。また、流山市次世代育成支援行動計画についても、本計画の内容に沿って表記することとしています。	無
10-9	総合計画後期基本計画との整合性を、地区福祉の観点から	おおむね、地域福祉計画と整合性はとれているが、一部書かれていないか、表現が弱いとみられる事項があるとみられる。地域の子育て支援の拠点づくりの推進、地域福祉センター(ケアセンター)の維持管理の推進、相互福祉の推進(赤十字奉仕団活動)	流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画等の個別計画で表記しています。	無
10-10	厚生労働省の示している地域福祉計画に盛り込むべき事項との整合性がとれない。	流山市として、地域福祉の全体像が今一つわからない。網羅されているのかどうか？いくつか盛り込まれていないか、表現が薄いと思われる項目がある。それは以下である。福祉サービス目標の提示、福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定、要支援者が必要なサービスを利用するための仕組みの確立、民間の新規事業の開発やコーディネート機能、要援護者の把握について、要援護者情報の共有化について、緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくりについて	本計画は、社会福祉法第107条に基づくとともに、厚生労働省の「地域福祉計画の策定について(通知)」等により策定しています。なお、福祉サービスの目標や必要なサービスの提供等は、流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画等の個別計画で表記しています。	無
10-11	小さな単位での日頃の交流促進	P.11第2層(日常的に顔の見える範囲)でつながりをもっと強化する施策を打ち出せないか？江戸時代等の五人組のように施策で上から指導するのではなく、自然発生的なものが望ましいのは言うまでもないが、気軽に集える場づくり(井戸端会議的)について地区社協や自治会が環境づくりや動機付けができないか？このことにより日頃の助け合いが生まれ地域福祉の強化になることを期待したい。大震災などの災害福祉の観点からも重要である。3日間は行政を頼りにできないと言われ、遠くの親戚より近くのお隣さんの理解を深める事が必要である。	日常的に顔の見える範囲での交流が地域福祉を推進する上での原点と考えています。25ページの地域福祉の普及・啓発、44ページ地域コミュニティの推進、45ページ地域交流の推進、47ページの災害時要援護者支援の推進、49ページの多様な生活課題への対応に具体的な施策の展開を表記しています。	無

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
10-12	市民への呼びかけ	自助、共助、公助を明確に打ち出し、市民の役割、取り組みが書かれていることは評価できる。第1期計画では、市民・団体・地域へ期待することとなっていたので改善されている。ただ、もっと簡潔明瞭でわかりやすく書いてほしい。修飾語多く押し付け的に感じる部分もある。例えば、P.26の一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高める必要があります。→一人ひとりが福祉への理解と関心と理解を高める。地域での行事や福祉イベント等に積極的に参加する必要がある。→地域での行事や福祉イベント等に参加する。で良いのではないか？	第4章の26ページ、今後の取り組みの文書中、「…関心を高める必要があります。」を「…関心を高めることに努めます。」に、「…参加する必要があります。」を「…参加することに努めます。」に改めます。	有
10-13	自立と自律	P.1の下から15行目で使われているが、P.3でも自律の必要性を謳ってほしい。	3ページについても自立・自律といたします。	有
10-14	福祉サービス事業者の質量改善	質の向上には、心の問題と技能の問題が重要であり、資質の向上の部分は、心、技能とも資質の向上を図ると明記すべきでは？技能の向上では有資格者の増大を数値的な目標にできないか？事業者の努力も重要であるが、事業者における研修制度の整備も謳いたい。	流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画等の個別計画で対応いたします。	無
10-15	情報の提供について	もっぱら提供体制の充実が織り込まれているが、その前提としての情報の充実(質量ともに)はまだ課題としてある。出し手の目線の情報提供ではなく、受け手に有益な、地域に密着した情報などが求められている。	市では、情報公開及び提供を積極的に推進しています。広報ながれやまについては、既に月2回を3回に増刊しています。また、ホームページについては受け手目線の情報提供に努めていきます。	無
10-16	相談体制の充実	総合窓口の設置を今後の取り組み状況として、市と社会福祉協議会に望む。	健康福祉部と子ども家庭部の福祉部門のワンフロア化に併せ、ワン・ストップ・サービスの実践に努めています。また、平成22年に設置した流山市保健福祉部ケース検討会を活用し、支援方針等を検討し、適切な支援に努めています。	無
10-17	権利擁護の推進	市民の取り組みに、権利擁護の制度を知る、を加える。	35ページの市民の取り組みでは、権利擁護の制度を知るための具体的な内容を記載しています。	無
10-18	社会福祉協議会との連携	市民の取り組みに、会員になることを強制すべきではない。ただ単に、市社会福祉協議会の活動、事業内容に関心を持つ、で良いのでは。又、地域等の取り組みでは、地区社協の役割にも触れるべきでは？	社協会員になることは強制ではありません。社協会員になることによって、一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただくことも非常に大切なことから、原文のままとします。 地区社会福祉協議会は、社会福祉法の第九十九条に市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が規定されていますが、第九十九条でいう地区社会福祉協議会は指定都市の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定)に対応するものです。流山市の地区社会福祉協議会は、他の地方自治体でも同様の例が多くありますが、法律上の名称と同じ名称を有したボランティア組織としています。	無
10-19	協働の推進	ネットワークの構築の言葉含めて欲しい。P.20では明記されている。	20ページに表記した(3)地域福祉推進のための仕組みづくり(ネットワークの構築)での「仕組みづくり」と「ネットワークの構築」は同じ意味です。40ページでは施策体系・基本目標3のタイトル「地域福祉推進のための仕組みづくり」に沿って「仕組みづくり」としました。	無
10-20	43～46ページ	地域福祉推進の母体として自治会が重要であるが、それだけに焦点を当てるのは若干違和感がある。P.38の民生委員、児童委員についても同様。地縁型の主体としては、老人クラブ、子ども会、また委員としてもいろいろあり、それぞれの強化は必要であるが、課題が複雑化している今日では、そのネットワーク化が重要である。この部分書き直しが無理であれば、P.45の地域の交流にネットワーク化、協働が大事なことを書いてほしい。P.46の地域等の取り組みで(地域)はわかりにくい。削除すべき。	協働については、地域福祉を推進していく上での根本原則と考えています。その重要性については1ページの地域福祉計画とは、3ページの策定の背景、7ページの流山市自治基本条例第15条で表記いたしました。また、どのようなネットワークを構築するかは、流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画等の個別計画で対応いたします。 46ページの地域等の取り組み中の「(地域)」は削除いたします。	有

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
10-21	物・心・情報のバリアフリー化	心のバリアフリー化はわかりにくい、解説が必要である。市民の取り組みに、バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を求めているが、実行の主体が書かれていない。市の取り組みに書くべきでは。地域等の取り組みに、点字広報等を求めているが、市が率先して取り組むべきでは。	心のバリアフリーについては、資料編の用語集に掲載いたします。また、市の取り組みにユニバーサルデザインを追加します。なお、点字広報、声の広報は、ボランティア団体によって行われ、市では必要な支援を行っています。	有
10-22	住民参加	地域福祉計画実行段階、進行管理に地域住民が関心を持ち、主体的に関っていく必要がある。住民参加の地域福祉計画の進行管理、計画推進のしくみを本計画で謳うべきである。(厚生労働省の優良事例とされた静岡県長泉町、その他八戸市、一枚方市) 体制・仕組みの他に、地域資源の活用、財源の問題にも触れて欲しい。 地域資源を活用したコミュニティビジネスの展開が、持続可能な地域福祉活動につながるのではないだろうか？	流山市福祉施策審議会は、本市の福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議することを目的に、設置されています。本審議会により進行管理を行います。また、地域資源の活用、財源の問題は個別の計画で対応しています。	無
10-23	計画の評価について	策定した計画は評価してより良いものにしていかなければならない。それには数量的な目標が必要である。P.13には、毎年度計画の実施状況の把握、点検、評価を行うとあるが具体性に欠ける。地域福祉計画自体が具体性に欠ける面もあるため具体的な数値目標を出しにくい。例えばボランティア数とかボランティア団体数の目標値は設定できるのではないかと？P.15に登録ボランティア数が記載されているから可能ではないかと？又、地域福祉の主体者は地域住民であるから、評価に地域住民が参加できる仕組みを作り、P.13には評価を住民参加で行いながらと変えて欲しい。	流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画の個々の目標に対する実績値について公表するとともに、地域福祉計画についても14ページからの本市の状況を踏まえ、毎年度計画の実施状況の把握、点検、評価を流山市福祉施策審議会に諮り、計画を推進していきます。 13ページの「6 計画の評価」の文書中、「…点検、評価を行いながら、計画を推進していきます。」を「…点検、評価について流山市福祉施策審議会に諮り、計画を推進していきます。」に改めます。	有
10-24	地域福祉計画の全市民共有	計画は策定が目的ではない、PDCAのサイクルを回しながらより良い成果をあげていくのが重要である。この地域計画を全市民が共有して、着実に実行していくためには、この計画への理解を深める活動が重要である。社協はじめ各団体への説明は言うまでもないが、地区ごとの説明会や全市民にパンフレット配布も考えてもらいたい。鎌ヶ谷市などではわかりやすく解説したものを作成し公開している。広報ながれやまの特集号も考えられるが保存性という意味では疑問である。	計画については、年度ごとに流山市高齢者支援計画、流山市次世代育成支援行動計画、流山市障害者計画・障害福祉計画と同様に実績を評価してまいります。また、ホームページへの計画書の掲載や本年度策定中の流山市地域福祉計画、流山市高齢者支援計画、流山市障害者計画・障害福祉計画の概要を広報ながれやまに掲載することを予定しています。また、出前説明会等で啓発に努めます。	無
10-25	地域福祉計画の全市民共有	注書きか、最後に用語集を付けていただきたい。知縁、志縁、パートナーシップ、市民と行政のまちづくりのための指針、DV、ケアマネジメント、バリアフリー化、流山市安心メール、心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン	資料編の用語集に掲載いたします。	有